

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 宮崎学園
②設置大学名称	宮崎国際大学
③担当部署	総務部
④問合せ先	0985-85-5931
⑤点検結果の確定日	令和 8 (2026) 年 9 月 ** 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 (2026) 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.miu.ac.jp/about/disclosure/governance_code/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学は、学校法人宮崎学園の建学の精神「礼節・勤労」を教育理念とし、リベラル・アーツに基盤を置いた高等教育によって、国際社会に貢献する人材を養成することを目的としている。 また、本学の教育理念・目的に基づき、国際教養学部では、内外の文化・社会と英語に通じた幅広い知識・見識を有する国際人の養成を、教育学部では、高い教養に基づく教育の専門的技能を備えた小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士の養成を、それぞれ教育目的としている。 関連情報：宮崎国際大学「教育理念・ポリシー」
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	本学では、各学部教育目的に基づき、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー；DP）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー；CP）」及び「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー；AP）」を定め、学生便覧、学生募集要項及び大学ホームページ等を通じて公表している。 教育課程については、DP の達成に向けて CP に基づき体系的に編成し、各授業科目のシラバスに DP との関連、授業目標及び成績評価基準等を明示している。また、学生による授業評価等を活用し、教育内容及び教育方法の改善に取り組んでいる。 学修成果については、単位取得状況や成績等に加え、国際教養学部では DP ルーブリック、教育学部では自己点検シート等を活用し、学生自身が学修目標の達成状況を確認できる仕組みを整えている。卒業認定については、学則に基づき、教授会及び教育研究評議会の審議を経て、学長が決定している。 入学者の受入れについては、AP に基づき、多様な入学者選抜を実施するとともに、選抜方法等について継続的な点検・改善を行っている。 関連情報：宮崎国際大学「教育理念・ポリシー」

実施項目 1-1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	本学では、学則に基づき、学長が大学を代表して校務をつかさどり、大学運営に関する最終的な意思決定を行う体制を整えている。 学長を補佐するため副学長等を置くとともに、教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会、教授会及び各種委員会等を設置している。教育研究評議会は学長を議長とし、入学、卒業、学籍その他教育研究に関する重要事項を審議している。また、部局長会議等を通じて部局間の連携及び情報共有を図っている。 このように、学長の権限と責任を明確にするとともに、各教学組織の役割を定め、学長のリーダーシップのもとで適切な教学運営を行う体制を整備している。
実施項目 1-1 ④	説明
教職協働体制の確保	本学では、教育研究評議会、各種委員会等に教員と職員が参画し、それぞれの専門性を生かしながら大学運営及び学生支援に取り組む教職協働体制を整えている。 学生の学修・生活支援においても、アドバイザー教員と関係部署の職員が学生の状況を共有し、必要に応じて連携して支援を行っている。また、入学前教育、新入生研修、学修支援、留学生支援、障がい学生支援等についても、教員と職員が連携して取り組んでいる。 このように、教学運営及び学生支援の各分野において、教員と職員が役割を分担しながら協働する体制を確保している。
実施項目 1-1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学では、教職員の資質・能力の向上を図るため、FD・SD 専門委員会規程等に基づき、FD・SD に関する研修を計画的に実施している。 教員については、学生による授業評価、授業点検シート、教員相互の授業参観等を活用し、教育内容及び教育方法の改善に取り組んでいる。また、全学的な FD・SD 研修では、情報セキュリティ、合理的配慮、研究倫理・コンプライアンス等、大学運営及び教育研究上必要なテーマを取り上げている。 さらに、全教職員を対象とする人材育成制度（A&A チェック表）による目標設定及び評価を実施するとともに、教員に

	についてはティーチング・ポートフォリオを活用し、教育・研究・大学運営・地域貢献等の活動を確認している。 これらの取組を通じて、教職員の資質向上及び教育研究活動の改善を継続的に推進している。 関連情報：FD・SD 活動の取り組み
--	--

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	本法人では、建学の精神「礼節・勤労」及び大学の使命・目的を踏まえ、令和 3（2021）年 3 月に「学校法人宮崎学園将来構想中長期計画 2021－2030」を策定している。 策定にあたっては、前期の中長期計画 2011－2020 の成果と課題を検証するとともに、教職員からの意見聴取を行い、理事・監事が出席する経営企画会議において内容を検討した。 また、中長期計画は 3 年ごとに見直すこととしており、令和 6（2024）年 3 月に見直しを行い、第 2 版として改定した。中長期計画に基づき毎年度の事業計画を策定し、大学の教育研究及び運営に関する取組を計画的に推進している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	本学では、「学校法人宮崎学園将来構想中長期計画 2021－2030」に基づき毎年度の事業計画を策定し、その実施状況及び進捗状況を確認している。 事業計画の進捗及び達成状況については、毎年度の自己点検・評価を通じて検証し、その結果を自己点検・評価報告書として取りまとめ、大学ホームページで公表している。また、点検・評価の結果や社会的要請の変化等を踏まえ、必要に応じて取組の改善を行うとともに、中長期計画についても定期的な見直しを行っている。 このように、中長期計画、年度事業計画及び自己点検・評価を連動させ、計画の実現に向けた進捗管理を行っている。 関連情報：宮崎国際大学「認証評価および外部評価」

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は、建学の精神「礼節・勤労」を教育理念とし、国際的視野に立った教養と専門的知識・技能を身につけ、社会の発展に貢献できる人材の育成に取り組んでいる。

	国際教養学部では、リベラル・アーツ教育を基盤として、英語力、幅広い教養及びクリティカル・シンキング能力を育成し、国際社会で活躍できる人材の養成を行っている。また、教育学部では、小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士の養成を通じて、学校教育及び地域社会を支える人材を育成している。 さらに、社会の変化や要請に対応するため、数理・データサイエンス・AI教育やSDGsに関連する教育を取り入れるとともに、国際教養学部における英語による授業や海外研修等を通じて、国際的視野と実践力を備えた人材の育成に取り組んでいる。 関連情報: 宮崎国際大学「教育理念・ポリシー」
実施項目 2-1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学では、教育研究の成果を社会に還元するため、地方公共団体、教育機関及び産業界等との連携を推進している。 地方公共団体とは、宮崎県、宮崎市、西都市、綾町及び日向市教育委員会等との連携・協定に基づき、本学の特色である英語教育や異文化理解教育等を活かした取組を行っている。また、「高等教育コンソーシアム宮崎」への参画や、大学・高等学校との連携を通じて、単位互換、高大連携講座、英語教育プログラム等を実施している。 産業界との連携では、地域の金融機関等との包括的連携協定に基づき、インターンシップ、キャリア教育、英語研修、データサイエンス教育等に取り組んでいる。また、公開講座等を通じて、本学が有する教育研究上の資源を地域社会に還元している。 これらの取組を通じて、地域社会との連携を深めるとともに、教育研究活動の成果の社会への還元を図っている。 関連情報: 宮崎国際大学「地域連携センター」

原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学では、性別、年齢、障がい、国籍等の多様な背景を持つ学生及び教職員が互いを尊重し、学び、活動できる環境の整備に取り組んでいる。 令和 8 (2026) 年 5 月 1 日現在、学部・大学院を合わせた学生 524 人のうち外国籍学生は 90 人 (うち留学生 88 人) であり、本務教員 45 人のうち外国籍教員は 22 人である。こ

	のような多文化環境のもと、グローバル教育センターを中心として留学生の学修・生活支援を行うとともに、在学生による留学生サポーター制度等を設けている。 また、障がいのある学生に対しては、「障がいのある学生への配慮及び支援に関するガイドライン」に基づき、障がい学生支援室を中心として必要な支援及び合理的配慮を行う体制を整備している。 このほか、学生相談体制の整備や学修環境の改善等を通じて、多様な学生が安心して学ぶことのできる環境の充実に取り組んでいる。 関連情報: 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に関連する教育情報
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	令和 8（2026）年 6 月 27 日現在、理事 7 人のうち 4 人、評議員 11 人のうち 6 人が女性であり、理事長にも女性を登用するなど、役員等への女性登用に配慮している。 関連情報: 学校法人宮崎学園「法人組織・役員等」

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為第 7 条（理事の選任）では、理事の区分ごとに選任人数を明記しており、理事の人材確保方針を明確にしている。また、選任過程の透明性については、理事会運営規程第 7 条（理事の選任及び解任）において、理事選任機関である理事会は理事を選任するにあたりあらかじめ評議員会の意見を聴くこと（第 1 項）、及びその意見を尊重しなければならないこと（第 2 項）を規定し、これを遵守している。 関連情報: 学校法人宮崎学園「法人組織・役員等」
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会運営の透明性確保については、寄附行為第 4 章第 3 節（理事会の運営）に基づき理事会運営規程を定め、理事会の職務権限、招集手続き、決議要件、議事録の作成・備置き・閲覧等を明確にし、適切な理事会運営を行っている。 評議員会では、理事長及び業務執行理事の職務執行状況に加えて、理事会での決議事項等について報告している。 評議員会との協働体制については、「理事会運営規程」の改廃については、評議員会の意見を聴いて理事会が行う。ま

	た、寄附行為第 48 条に「理事会と評議員会の協議」について定めている。 関連情報: 学校法人宮崎学園「法人組織・役員等」
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	常勤の理事（業務執行理事）は、毎月 1 回、常勤理事会議を行い、情報提供と理事として必要な研修の機会としている。 非常勤の理事については、常勤理事会議の議事録要旨、「理事長だより」、「宮崎学園月報」を毎月郵送し、情報を提供している。 理事会にて、理事長及び業務執行理事の職務執行状況を報告している。また、経営企画会議（年 2 回）への出席を求め、学園の現状や課題について共有している。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事については、寄附行為第 22 条（監事の選任）に選任基準、同第 26 条（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）に選任過程について規定し、遵守している。 会計監査人については、私立学校法第 81 条（会計監査人の資格）をその選任基準とし、寄附行為第 49 条（会計監査人の選任）及び同第 52 条（会計監査人の選任及び解任等に関する手続）に選任過程について規定し、遵守している。 関連情報:学校法人宮崎学園「寄附行為」
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	内部監査については、毎年度、内部監査委員会が実地調査を行っている。 監事は、内部監査委員会から監査結果（改善事項等）について報告を受け、所属長ヒアリングによる監事監査を行っている。 会計監査人は、監事と年 1 回の協議を行い、連携を図っている。 関連情報:学校法人宮崎学園「内部統制システム整備の基本方針」
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事には、常勤理事会議の議事録要旨、「理事長だより」、「宮崎学園月報」を毎月郵送し、情報を提供している。

	理事会、評議員会にて、理事長及び業務執行理事の職務執行状況を報告している。 経営企画会議（年２回）への出席を求め、学園の現状や課題について共有している。 文部科学省主催の監事研修会への出席、又は動画説明・資料提供を行い、研修の機会を設けている。
--	---

原則３－３ 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員については、寄附行為第 31 条（評議員の選任）に、評議員の選任方法や属性・構成割合及び選任過程について規定し、遵守している。 関連情報：学校法人宮崎学園「寄附行為」
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為第 6 章第 3 節に、評議員会の運営について規定し、評議員会運営規程を定め、評議員会の職務及び体制を明確にし、適切な評議員会の運営を行っている。 評議員会では、理事長及び業務執行理事の職務執行状況に加えて、理事会での決議事項等について報告している。 理事会との協働体制については、寄附行為第 36 条（評議員会の職務等）に、評議員会は「法人の業務、財産の状況、役員の業務執行状況について役員に対して意見を述べ、諮問に答え、報告を徴する」旨規定し、理事会との協働体制を確立している。 評議員会運営規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて理事会が行う。また、寄附行為第 48 条（理事会と評議員会の協議）に、理事会と評議員会の決議が異なる場合の取扱いについて規定している。 関連情報：学校法人宮崎学園「寄附行為」
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員には、「理事長だより」、「宮崎学園月報」を毎月郵送し、情報を提供している。 評議員会にて、理事長及び業務執行理事の職務執行状況を報告している。評議員として必要な情報等を評議員会にて提供・説明し、研修の場としている。 関連情報：学校法人宮崎学園「寄附行為」

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	本学では、学校保健安全法第 29 条の規定に基づき、危機発生時に教職員がとるべき措置や手順を定めた「危機管理マニュアル」を策定し、災害、感染症、情報セキュリティ等の様々な危機事象に対応する体制を整備している。 また、南海トラフ巨大地震の発生を想定した「宮崎国際大学事業継続計画（BCP）」を策定し、学生・教職員及び来訪者等の生命・身体 の安全確保を最優先としたうえで、非常時における重要業務の継続及び大学機能の早期復旧を図ることとしている。 平常時には、総合的防災訓練や安否確認訓練等を計画的に実施するとともに、その結果等を踏まえて危機管理マニュアル及び事業継続計画の点検・改善を行っている。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	本法人では、「学校法人宮崎学園内部統制システム整備の基本方針」を制定し、法人運営の適正性を確保するための内部統制体制を整備している。これを踏まえ、本学では、「宮崎国際大学コンプライアンス基本規則」を定め、学長を総括責任者とし、各部署の推進責任者及びコンプライアンス推進委員会を中心とする法令等遵守のための体制を整備している。 同規則に基づき、教職員及び学生に対する法令等遵守に関する教育・研修を実施するとともに、必要に応じて内部監査を行い、コンプライアンス違反の防止及び改善に取り組んでいる。 また、教職員及び学生からの相談・通報体制を整備し、報告者等の保護及びプライバシーに配慮しながら、必要に応じて調査委員会を設置するなど、公正かつ適切に対応する体制を整えている。さらに、ハラスメント、研究不正・研究倫理、就業規則違反、個人情報保護等の個別のリスクについても、必要な防止・対策体制を整備している。 関連情報：学校法人宮崎学園「内部統制システム整備の基本方針」

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	本学では、教育・研究・経営における透明性を高め、ステークホルダーとの信頼関係を強化することを目的として、「情報公開推進のための方針」を策定している。同方針において、情報公開の対象範囲、基本原則、運用方法及び体制等を定め、適時適切な情報公開を継続的に推進している。 同方針は、大学ホームページに掲載し、学内外に広く公表するとともに、毎年度点検を行い、必要に応じて見直しを行うこととしている。 関連情報：宮崎国際大学「教育理念・ポリシー(情報公開推進方針)」
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	本学では、教育・研究・経営に関する情報を分かりやすく提供し、ステークホルダーの理解を促進するため、大学ホームページに「情報公開」ページを設け、必要な情報を体系的に公開している。 同ページでは、ガバナンス・コード、法令に基づく教育情報、教学マネジメントに関する情報、財務情報・行動計画、修学支援制度、認証・外部評価、研究倫理等に関する情報を公開している。また、学生数、収容定員、留学生数、教員数、退学率、GPA 分布等の教育・教学に関する情報についても公表し、教育研究及び大学運営の透明性の確保に努めている。 これらの情報については、ステークホルダーが必要な情報に容易にアクセスし、理解できるよう、内容や掲載方法を継続的に点検・改善している。 関連情報：宮崎国際大学「情報公開」

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明